科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 5月 28 日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2009

課題番号:19730130

研究課題名(和文)オランダ領東インドにおける台湾籍民の法的地位をめぐる研究

研究課題名 (英文) On legal status of the Japanese-Formosan in the Dutch East Indies

研究代表者

吉田 信(YOSHIDA MAKOTO) 福岡女子大学・文学部・准教授 研究者番号:60314457

研究成果の概要(和文):本研究は、オランダ領東インドにおける台湾籍民の法的地位をめぐる研究である.日本とオランダとの不平等条約改正の結果、1899年にオランダ領東インドにおける日本人の法的地位に変更が生じた.この改正以前、日本人はオランダ領東インドにおいて法律上「原住民」と同等に扱われていた.しかし、不平等条約改正にともなう法改正の結果、オランダにおいて「日本人法」が施行され、日本人は法律上「ヨーロッパ人」と同等に扱われることとなった.本研究では、日本人の法的地位の変更が、当時日本が領有した直後の台湾籍民に対し、どのような影響を与えたのかを検討した.その結果、台湾籍民も内地人と同様の法的地位をオランダ領東インドにおいて享受したこと.しかし、そのことが華人による偽装国籍取得を誘発し、オランダ領東インド政庁が台湾籍民の法的地位について変更を検討していたことなどが明らかとなった.

研究成果の概要 (英文): This research deals with the legal status of the Japanese-Formosan in the Dutch East Indies. With the revision of unequal treaty between Japan and the Netherlands in 1899, there occurred a change in legal status of the Japanese in the Dutch East Indies. Although the legal status of the Japanese before this revision has been considered as that of 'native', newly revised law, so-called 'Japannerwet (Japanese law)', defined the Japanese on equal terms with the 'European'. How did this change influence on the legal status of Formosan who had just become Japanese subject after Chino-Japan War in 1894? The research shows that the Formosan became treated as equal to the Japanese in the Dutch East Indies in terms of its legal status, however, this caused pseudo-naturalization among the Chinese in the Dutch East Indies who tried to make the most of commercial profits with the use of legal status of Japanese-Formosan. As this illegal deed by the Chinese became public, the colonial government had considered the possible change in legal status of the Japanese-Formosan to avoid the problem.

交付決定額

(金額単位:円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合 計 |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 2007 年度 | 1, 200, 000 | 0 | 1, 200, 000 |
| 2008 年度 | 800, 000 | 240, 000 | 1, 040, 000 |
| 2009 年度 | 600, 000 | 180, 000 | 780, 000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2, 600, 000 | 420, 000 | 3, 020, 000 |

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:政治学・国際関係論

キーワード: 蘭印, オランダ領東インド, 国籍, 市民権, 帝国, 台湾籍民, 植民地

1. 研究開始当初の背景

(1)本科研に先立つ研究としては、オランダ領東インドにおける日本人の法的地位について、本科研以前に別途科学研究費補助金若手研究(B)の助成を受けつつ調査を進めていた.

まず、オランダ領東インドにおける住民の法 的区分について研究を進めた。オランダが植 民地である東インドを統治するうえで基本 的な法律として 1895 年に施行されたものが 蘭印統治法であり、その 109 条が住民に対す る法的な区分を定めていた。

そこでは、オランダ領東インドにおける住民が、一方ではオランダ本国の法律が適用される「ヨーロッパ人」という住民集団に、他方では現地の慣習に服する「原住民」という住民集団に区分されていた。この109条による住民区分の背後に想定されていた「文明」概念を解析した(2001-2002年度科学研究費「オランダ植民地統治の研究」)

この研究の結果、オランダ領東インドにおける日本人の法的地位が、統治法施行時点の当初は、現地住民や華人を含む「原住民」と同等視されていたことが判明した。同時に、統治法 109条の規定が、オランダとの条約改正にともない変更され、日本人の法的地位が「ヨーロッパ人」と同等視されるようになったことも付随して明らかとなった。

(2)そこで、オランダ領東インドにおける日本人の法的地位の変更を対象とする研究を計画し、新たに科学研究費補助金の助成を受け、実施することとなった(2005-2006年度科学研究費「文明と野蛮の間:『日本人法』の成立と蘭領東インドにおける住民区分の変容」).

この科研では、日本とオランダとの間でおこなわれた不平等条約の改正交渉の過程、およびオランダ領東インドにおける日本人の法的地位を日本がどのように把握していたのか、といった観点から日本人法の立法過程を検討した.

研究の結果,日本人法の審議において,オランダ議会では日本がヨーロッパと同等の文明度に到達したのか否か.また,仮に日本が

ヨーロッパと同等の司法制度を整備したとしても、植民地として領有したばかりの台湾も同様に文明化したとみなすことが可能なのかが議論されたことが明らかとなった.

また、日本政府もオランダ東インドにおける 日本人の法的地位について、シンガポール大 使館による調査や現地在住の商社員などか らの情報に基づき分析を進め、現地では日本 人が華人と同等視されていること、さらに華 人の法的地位に著しい制約がともなうこと を確認していたことも科研では検討した.

これらの研究において、日本人法の審議過程 で台湾籍民の法的地位をめぐる議論がなさ れていたことが明らかとなったため、本科研 では、オランダ領東インドにおける台湾籍民 の法的地位を研究課題とした.

2. 研究の目的

(1)本科研の目的は、オランダ領東インドにおいて、台湾籍民がどのような法的地位を付与されていたのか、また、台湾籍民の法的地位がオランダ領東インドにおいてどのような問題を社会的に惹起したのかを検討する点にある.

オランダ領東インドにおいては、当初、「文明」という基準により植民地の住民が法律上区分されていた。このような法的地位は、日本の国際社会への参入によりどのような変容を被ることとなったのだろうか。

不平等条約の改正を最優先事項としていた 明治日本は,文明国標準にふさわしい要件を 備えるべく国内での司法整備を進めていた. これにより,列強各国からの文明国としての 承認を得,条約の改正を実現しようとしてい た

オランダ領東インドにおいて日本人は、現地 住民と同等視されており、その法律上の地位 は、「原住民」と同等であった。こうした日 本人の法的地位に対して不満を抱いていた 政府は、条約改正の交渉においてオランダ政 府と協議を進め、オランダの植民地における 日本人の法的地位について変更を迫ってい った。 (2)条約改正の結果として、オランダ領東インドの日本人に対してはヨーロッパ人と法律上同等の地位が付与されることとなったのだが、台湾籍民の地位についてはオランダ議会で強い異議が提起された。

オランダ政府はこうした異議を受け入れず、台湾籍民も日本臣民であり、日本人がヨーロッパ人と同等の法的地位を享受する限り、台湾籍民にも同等の地位が付与されるとの立場をとったのである.

3. 研究の方法

(1)本研究では、内外の文献収集および解析により研究を進めていった。対象とした文献資料は、オランダの議会資料、とりわけオランダ領東インドの法制史料を主な対象とした。これら一次史料に加え、オランダ領東インドの法制資料を扱う法律雑誌の収集にも努めた。

議会資料は、植民地立法の過程を理解するための最重要資料である. 法案の趣旨説明からは、法律を制定する目的や、法制定による効果といった基本的な知識を整理することができる. 同時に、当時のオランダ政府による植民地認識を法制定の背後に読み取ることも可能である.

(2)さらに、オランダが植民地を領有していた時期に刊行されていた法律雑誌は、植民地における現状と分析が展開されているのみならず、植民地に施行された法律の解説や問題点など、様々な論点が盛り込まれ、一次史料だけではわからない法制定の背後に存在していた社会的現実を理解するために欠かすことができない史料である。

4. 研究成果

研究を進めることにより、以下の点が明らかとなった.

(1) 第一に、オランダ領東インドにおいて、台湾籍民は当初日本臣民とみなされ、内地人同様、ヨーロッパ人と同等の法的地位を与えられていた。この根拠としては、文明国標準の基準として、日本国内で西欧式の司法制度が整備されたこと。さらに、そのような司法制度が日本により領有された台湾にも延長されている、というオランダ当局の認識が存在していた。

この点について,現実には台湾に憲法が施行されることはなく,当時の日本国内においても,憲法が植民地に施行されているかをめぐ

り,「六・三問題」として知られるようになる議論が後におこっている.

だが、オランダ政府およびオランダ領東インドの植民地政府は、日本国内におけるこうした状況を十分把握しておらず、植民地であった台湾にも内地と同様の法律が施行されているものと判断していたようである.

(2)第二に、台湾籍民の地位を取得するべく、華人による国籍の偽装が生じていたことを指摘することができる。この点については、オランダ領東インドにおける台湾籍民の経済活動について検討した社会経済史の諸論文からの成果を活用することができた。

オランダ領東インドにおいてヨーロッパ人の法的地位を得ることは、各種の利益をもたらした. 刑事手続きに関してオランダ本国と同じ法律が適用されるのみならず、経済的にも居住移転の自由が原則として認められ、税を含めた優遇措置も講じられていたようである. なにより、当時のオランダ領東インドにおいて現地住民にとって過大な負担となっていた賦役の免除は、大きな魅力でもあった.

これら一連の利益の中でも、経済的自由の保障は、現地で商業活動に長らく従事していた華人にとって魅力的であったようである.だが、華人はオランダ領東インドの土着の住民と同様に、「原住民」として法律上は分類されており、居住区の制限も設けられていた.

そこで、華人の一部は、台湾出身者である証明書を入手し、台湾籍民として届け出ることによりヨーロッパ人と同等の法的地位を取得するべく、様々な偽装をおこなった.

(3) 第三に、こうした偽装が明るみになるにつれ、オランダ領東インド政庁が、日本臣民を内地人と台湾籍民と区別し、両者の間に法的地位の相違を設ける必要性を感じはじめたことである.

台湾籍を取得しようとする華人の動向は,法 的な住民区分を揺るがす行為として植民地 政庁にとって受け止められた.植民地の統治 における原則が,現地住民とオランダ人との 二重構造であったことから,このような「越 境行為」は統治の根幹に関わる事態でもあった.

(4) 第四に、日本人法、ひいては台湾籍民の存在が華人にもたらした政治的帰結である.

日本人法が成立した 19 世紀末は、オランダ

領東インドに長期間居住し、土着化した華人 のみならず、新たに大陸から移民してきた華 人が増加する時期とも重なっていた.

これら新規に到来した華人は、オランダ領東インドにおける日本人の法的地位に対する不満を募らせていく.日本人のみならず、台湾籍民までもがヨーロッパ人と同等の法的地位を享受する状態は、華人の間での心理的一体化を引き起こし、様々な団体の形成にもつながっていった.

これら団体は、華人ナショナリズムの母体としての役割を演じるようになる。日本人法と、 それにともなう台湾籍民の法的地位は、華人 の政治意識の触媒ともなったのである。

(5)以上に、本科研の研究活動の結果明らかとなった点を踏まえ、今後の研究の展望についても記しておきたい.

今後,検討したい課題としては,オランダ領東インドの法的住民区分の持つ意味が,植民地政庁および被治者の双方にとって,統治法施行当初からみると変容していった点である.当初,植民地における法的住民区分は,統治の便宜上必要な措置という意味合いが強かった.

だが、統治法 109 条の施行から約半世紀の間に、法的住民区分は被支配者の間に単なる住民区分以上の意味を持つものとして認識されていった。すなわち、法的地位が支配一被支配関係の直接的表現と捉えられるようになっていったのである。日本政府による異議とその法的地位の変更は、その端的な事例のひとつである。

同時に、植民地政庁も法的住民区分の政治的 性格を意識するようになる. その契機となっ たのが、華人の社会的動向である. 植民地政 庁が、法的住民区分を植民地統治全般の視点 から、政策的な意義付けをどのようにおこな っていったのかを、今後は明らかにしていき たい.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①吉田信,文明・法・人種―『日本人法』制 定過程をめぐる議論から―,東南アジアー歴 史と文化ー,査読有,第37号,2008,3-27
- ②<u>吉田信</u>, 浅野豊美著『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版会, 歴史学研究, 査読有, 858 号, 2009, 45-49

[学会発表](計2件)

- ①吉田信,文明と野蛮の間:『日本人法』の成立と蘭領東インドにおける住民区分の変容,東南アジア学会第77回研究大会パネル「交錯する法/規範:蘭領東インドにおける国籍と婚姻をめぐる議論を通して」,2007年6月10日,九州大学
- ②吉田信, オランダ領東インドにおける法的 住民区分の変遷 (Changes in Legal Population Divisions in the Dutch East Indies),第54回国際東方学者会議 (ICES) 東京会議第1シンポジウム「植民地統治と民 族概念 (Colonial Rule and Notions of Ethnicity)」,2009年5月15日,日本教育 会館

[図書] (計1件)

①<u>吉田信</u>,他,以文社,肉体の知識と帝国の権力,2010,357

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 http://www.fwu.ac.jp/la/avanti/

6. 研究組織

(1) 研究代表者 吉田 信 (YOSHIDA MAKOTO) 福岡女子大学・文学部・准教授 研究者番号: 60314457

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし